

● 人権に関する三法

平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

障害者差別解消法

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成28年4月1日 施行)

役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア（障壁）を取り除いてほしいと伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しましょう。



どりよくぎむ
努力義務から
ぎむか
義務化となったのね



ないかくふ
内閣府のリーフレット

ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律

(平成28年6月3日 施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

とくてい くに ひと
特定の国の人たち
はいじょ
を排除するための
かつどう かいじょう か
活動に会場を貸す
でき
ことは出来ないよ!





部落差別解消推進法



※部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

差別により結婚や就職が妨げられるなど、わが国固有の人権問題である部落差別解消のため、様々な取り組みが進められる中、この法律は、インターネット上などにおいて部落差別に関する情報が拡散され、情報化の進展を背景とした差別事象が生じていることをふまえ、「部落差別は許されないものである」という認識の下、公布・施行されました。

現在もなお残る部落差別が存在することを明記し、その解消のために国や地方自治体は「相談体制の充実」「教育及び啓発」に取り組むこととされ、部落差別のない社会を実現することが、この法の目的です。

部落問題を正しく理解し、自らの人権意識を高め、部落差別のない桂川町を目指しましょう。

同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が依然として存在しています。

なぜこんなことが起きるのかな

自分だったらどうかな



結婚・就職等における差別

同和地区と呼ばれる地域の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどの事案が発生しています。

インターネット差別書き込み

特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取り扱いの事案が発生しています。



えせ同和行為の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実にして行政機関や企業等に不当な利益や義務のない行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）です。このような行為は、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっています。

まいとしふ 毎年増えているね!

同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	244	308	433	448	499
※（）内はインターネット上	(211)	(296)	(414)	(430)	(475)

出典：法務省人権擁護局の資料



同和問題に関する正しい理解を



桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

第一条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

平成28年に、国において人権に関する二つの法律が施行されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」です。桂川町においては、令和元年12月19日に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しております。

第二条 町の責務

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

第三条 町民の責務

町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

第四条 相談体制の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

第五条 教育及び啓発の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

第六条 推進体制の充実

町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第七条 調査の実施

町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

第八条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



同和問題に関する正しい理解を

